小型家電リサイクルについて

（平成26年度から実施）

芦別市では、使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するための小型家電の回収を次のとおり行っております。

① 家電の回収方法

各回収場所の回収ボックス（投入口30×30cm）へ直接入れてください。
また、投入口に入らない大きさのものは、窓口で引き取ります。

回 収 場 所	住　　所	時　　間
芦別市役所（正面ロビー）	北1条東1丁目3番地	8:30～17:15
芦別市総合体育館	上芦別町6番地	9:00～21:00
野花南生活改善センター	野花南町977番地	開館時間内
新城多目的研修センター	新城町186番地	

② 回収対象の小型家電

みなさんが通常生活で使用する電気機械のうち、家電リサイクル法対象の機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫/冷凍庫、洗濯機/衣類乾燥機）を除き、ほぼ全ての品目を対象としています。

※ 製品に付属する蛍光管や電球、電池等は対象外ですので必ず取り外して下さい。

※ プリンターのインクカートリッジは取り外してください。

（市役所1階ロビーに回収BOXがあります。 ※対象品：エプソン・キャノン・日本HP・ブラザー純正のみ）

1 有線通信機械器具（電話機、FAX など）
2 無線通信機械器具
（携帯電話、ＰＨＳ、ＥＴＣユニットなど）
3 ラジオ受信機
4 映像用機械器具
（デジタルカメラ、ＤＶＤレコーダなど）
5 電気音響機械器具
（オーディオプレイヤー、補聴器など）
※スピーカーは不可
6 パーソナルコンピュータ
（ノート、デスクトップ、タブレット各種）
※ブラウン管式モニターは不可
7 補助記憶装置
（外付けＨＤ、ＵＳＢ等のデジタルメモリ）
8 印刷装置
（パソコン用プリンタなど）※インクは取り外す
9 電子書籍端末
10 電動ミシン
11 電動工具
（電気グラインダー、電気ドリルなど）
12 事務用電気機械器具（電卓、電子辞書など）
13 計量用又は測定用の電気機械器具
（電子体温計、ヘルスメータなど）
14 医療用電気機械器具
（家庭用吸入器等）
15 フィルムカメラ
16 台所用電気機械器具
（炊飯器、電子レンジ、コーヒーメーカー等）
※家電リサイクル法対象の冷蔵庫、冷凍庫は除く

17 空調用電気機械器具
（扇風機、電気除湿機、空気清浄機など）
※ 除湿機についてはフロンを含まない機種のみ対象
※家電リサイクル法対象のエアコンは除く
18 衣料用又は衛生用の電気機械器具
（電気掃除機、電気アイロンなど）
※家電リサイクル法対象の洗濯機、乾燥機は除く
19 保温用電気機械器具電気
（電気ストーブなど）
※ こたつ、電気毛布、電気カーペットは不可
20 理容用電気機械器具
（ドライヤー、電気カミソリ、電動歯ブラシなど）
21 電気マッサージ器 ※ 布生地のものは不可
22 運動用電気機械器具
（ランニングマシン、サイクルマシンなど）
23 園芸用電気機械器具（電気芝刈り機など）
24 電気照明器具
（懐中電灯、照明器具など）※かさは一般ごみ
25 電子時計及び電気時計
（腕時計、電子式置時計など）
26 電子楽器及び電気楽器
（電子キーボード、エレキギターなど）
27 電子玩具及び電動式玩具
（ゲーム機、電気式のおもちゃなど）
28 上記小型家電の付属品
（ＡＣアダプター、ケーブルなど）